

補助事業モデル『7月から補助対象期間が開始するパターン』

次の4要件を全て満たした月から補助対象期間開始

- ① 職員の採用
- ② 奨学金返済手当制度創設
- ③ 奨学金返済手当支給開始（賞与や一時金の場合、支給（対象）期間の最初の月）
- ④ 奨学金返済開始

【例】

- ①令和6年4月1日に職員を採用
- ②就業規則を変更し、令和6年6月に奨学金返済手当制度を創設
- ③令和6年7月から当該職員に対して奨学金返済手当を毎月支給
- ④当該職員は令和5年10月27日から奨学金返済開始



- 令和6年7月から補助対象期間開始
- 令和6年7月から研修受講期間等を算定

補助期間	事業所での対応	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
令和6年度	○奨学金返済手当制度の創設 ○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	前年10月 ④奨学金返済開始	①職員の採用	②奨学金返済制度創設	③奨学金返済開始	初任者研修受講・修了(令和7年6月末まで)									
						1年目(令和6年7月～令和7年6月)									
令和7年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	初任者研修受講・修了			実務者研修受講・修了(令和9年6月末まで)										
		1年目			※令和7年6月末までに初任者研修を修了しなかった場合、令和7年7月以降は補助対象外となる。									2年目(令和7年7月～令和8年6月)	
令和8年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	実務者研修受講・修了(令和9年6月末まで)												※令和9年6月末までに実務者研修を修了しなかった場合、令和9年7月以降は補助対象外となる。	
		2年目			3年目(令和8年7月～令和9年6月)										
令和9年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	実務者研修受講・修了			4年目(令和9年7月～令和10年6月)								介護福祉士国家試験 合格 →5年目まで補助対象 不合格 →令和10年度に再度受験		
		3年目			※令和9年度の介護福祉士国家試験を受験しなかった場合、令和10年2月以降は補助対象外となる。 不合格の場合、令和10年度の介護福祉士国家試験を受験しなかった場合、令和11年2月以降は補助対象外となる。										
令和10年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	4年目			5年目(令和10年7月～令和11年6月)								介護福祉士国家試験		
令和11年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成	5年目													

補助事業モデル『10月から補助対象期間が開始するパターン』

次の4要件を全て満たした月から補助対象期間開始

- ①職員の採用
- ②奨学金返済手当制度創設
- ③奨学金返済手当支給開始（賞与や一時金の場合、支給（対象）期間の最初の月）
- ④奨学金返済開始

【例】

- ①令和6年4月1日に職員を採用
- ②就業規則を変更し、令和6年6月に奨学金返済手当制度を創設
- ③令和6年10月から当該職員に対して奨学金返済手当を毎月支給
- ④当該職員は令和6年10月27日から奨学金返済開始

-
- 令和6年10月から補助対象期間開始
 - 令和6年10月から研修受講期間等を算定

補助期間	事業所での対応	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度	○奨学金返済手当制度の創設 ○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	①職員の採用		②奨学金返済手当制度創設				③奨学金返済手当支給開始 ④奨学金返済開始	初任者研修受講・修了（令和7年9月末まで）				
									1年目（令和6年10月～令和7年9月）				
令和7年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	初任者研修受講・修了（令和7年9月末まで）							実務者研修受講・修了（令和9年9月末まで）				
		1年目							2年目（令和7年10月～令和8年9月）				
令和8年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援								実務者研修受講・修了（令和9年9月末まで）				
		2年目							3年目（令和8年10月～令和9年9月）				
令和9年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	実務者研修受講・修了（令和9年9月末まで）							※令和9年9月末までに実務者研修を修了しなかった場合、令和9年10月以降は補助対象外となる。				
		3年目							4年目（令和9年10月～令和10年9月）				
令和10年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援								※令和9年度の介護福祉士国家試験を受験しなかった場合、令和10年2月以降は補助対象外となる。 不合格の場合、令和10年度の介護福祉士国家試験を受験しなかった場合、令和11年2月以降は補助対象外となる。				
		4年目							5年目（令和10年10月～令和11年9月）				
令和11年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成	5年目											

補助事業モデル 『1月から補助対象期間が開始するパターン』

次の4要件を全て満たした月から補助対象期間開始

- ① 職員の採用
- ② 奨学金返済手当制度創設
- ③ 奨学金返済手当支給開始（賞与や一時金の場合、支給（対象）期間の最初の月）
- ④ 奨学金返済開始

【例】

- ①令和7年1月1日に職員を採用
- ②就業規則を変更し、令和6年9月に奨学金返済手当制度を創設
- ③令和7年1月から当該職員に対して奨学金返済手当を毎月支給
- ④当該職員は令和6年10月27日から奨学金返済開始



- 令和7年1月から補助対象期間開始
- 令和7年1月から研修受講期間等を算定

補助期間	事業所での対応	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度	○奨学金返済手当制度の創設 ○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援						②奨学金返済手当創設	④奨学金返済開始			③①奨学金返済開始当 職員の採用	初任者研修受講・修了	
												1年目	
令和7年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	初任者研修受講・修了(令和7年12月末まで)										実務者研修受講・修了	
		1年目(令和7年1月～令和7年12月)										2年目	
		※令和7年12月末までに初任者研修を修了しなかった場合、令和8年1月以降は補助対象外となる。											
令和8年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	実務者研修受講・修了(令和9年12月末まで)											
		2年目(令和8年1月～令和8年12月)										3年目	
		※令和9年12月末までに実務者研修を修了しなかった場合、令和10年1月以降は補助対象外となる。											
令和9年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	実務者研修受講・修了(令和9年12月末まで)										介護福祉士国家試験受験	
		3年目(令和9年1月～令和9年12月)										合格 →5年目まで補助対象	
		※令和9年度の介護福祉士国家試験を受験しなかった場合、令和10年2月以降は補助対象外となる。 不合格の場合、令和10年度の介護福祉士国家試験を受験しなかった場合、令和11年2月以降は補助対象外となる。										4 不合格 →令和10年度に再度受験	
令和10年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	4年目(令和10年1月～令和10年12月)										介護福祉士国家試験受験	
												5年目	
令和11年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成	5年目(令和11年1月～令和11年12月)											